会 議 結 果 報 告 書

平成 30 年 11 月 20 日

会議の名称	平成 30 年度志木市国民健康保険運営協議会（第 3 回）
開 催 日 時	平成 30 年 11 月 8 日（水）　13 時 15 分～15 時 30 分
開 催 場 所	志木市役所 4 階　第 3 委員会室
出 席 委 員	小山 博久会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員 鳥飼 香津子委員、相神 和子委員、細沼 明男委員 鎌田 昌和委員、細田 行政委員、濱野 日登志委員 川島 美子委員 （計　10 人）
欠 席 委 員	蓼沼 寛委員、齋田 幸枝委員 （計　2 人）
説　明　員	（保険年金課） 土崎主幹、桜井主査 （計　2 人）
議　　題	議　題 (1) 国民健康保険税率の見直し等について (2)その他
結　　果	議題（１）について審議。 議題（２）について説明。 （傍聴者　2 人）
事　務　局	（健康福祉部） 村上健康福祉部長、村山健康福祉部次長 保険年金課　：佐野課長、土崎主幹 桜井主査、村山主事 （計　6 人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）
1　開　会 ＜答申内容の報告＞ 2　議　題 (1) 国民健康保険税率の見直し等について ＜説明＞ （冒頭に、前回の内容について説明した） （資料の訂正について） 「参考資料 2（訂正）」をご用意いただきたい。先ほど、交付金等の仕組みが複雑に絡み合い、単純に差引ができるものではないと説明をさせていただいた。したがって、本日は、別の角度から説明をさせていただく。しかしながら、１度お示しした資料であり、訂正箇所があるので説明をさせていただく。前回の会議後に再度調査をしたところ、太枠の前期高齢者交付金の中にも、後期高齢者支援金に相当する分があることが判明した。訂正してお詫び申し上げる。 「参考資料 3」をご用意いただきたい。これは、平成 30 年度の予算の項目を基礎課税分と後期高齢者支援金分と介護分に分けたものである。平成 30 年度より新制度の予算ということで、予算体系は大きく変わっているが、検証する上で新制度での体系で検証した方がより現実に近いと考えながらも、予算なので数値はあくまでおおよそのものであることをご了承いただきたい。 まず、「後期高齢者支援金分」および「介護分」をそれぞれ見ると、歳出は国保事業費納付金のみであり、歳入は、それぞれの保険税と保険基盤安定繰入金ということで、平成 30 年度以降導入された国保事業費納付金内で、原則として交付金等が調整される仕組みであるため簡素化されている。その残りを「基礎課税分（医療分）」にもってきている。その結果、歳入歳出の差は、それぞれマイナスとなる。なお、基礎課税分の歳入の上から２番目、特別交付金については当初予算上、算定可能なものしか計上していない。したがって、実際にはもっと交付されるものと見込んでいる。そのため、基礎課税分の歳入歳出のマイナスについては、もう少し小さくなると考えている。したがって、どれも赤字の要因は伴っている。その中でも後期高齢者支援金分について課題が顕著であり、改善が必要であることがお分かり頂けると思う。 （税率見直し案について）

今回示させて頂いた保険税率の見直し案である資料1について、この税率を採用したとしても、調定額は5,000万円程度(賦課限度額の引き上げも含める)の増額と、現在の赤字を解消するには至らず、問題解決とはならないのではないか思われるかもしれない。そこで、現在の赤字を埋める程度の税額を設定した場合に、どのような影響が出るのかを示したものが参考資料4となる。今回国民健康保険制度改革の柱として、県は各市町村に標準保険税率を示すこととなっている。この標準保険税率とは、理論上赤字を埋める参考となる税率とされている。これについては4方式、2方式それぞれ示されており、それが参考資料4の1枚目、2枚目となる。1枚目の2方式のそれぞれの率を採用することで、約2億7,000万円の調定増が見込めるが、多くの増額世帯が発生する一方で、資産割がなくなるため多くの減額世帯が発生し、混乱が生じることがお分かり頂けると思う。4方式についても約2億7,000万円の調定増が見込めるが、やはり多くの世帯で負担増となってしまう。これらを踏まえ、今回お示ししている税率見直し案は、現在の問題となっている赤字の解消には至らないものの、まずは10年間見直しを行わなかった結果ばらばらとなってしまった税率を、今後の2方式を見据えつつ、まずは県平均まで持っていこうとするものである。

最後になるが、今後市の担当課としてこれらの状況を踏まえながら、納税者の負担も認識しながら、医療費適正化に努めていきたいと考えているので、ご審議のほど宜しくお願いしたい。説明は以上である。

＜質疑応答＞

訂正資料について

委　員)参考資料2（訂正）の国からの調整交付金について、訂正前が約4,500万円であるのに対し、修正後約5,800万円となっているが、調整交付金というのは国が決めるものではないのか。

事務局)市で提出し、国が決定するものである。

委　員)前回の資料から、金額が変わっているのはどういう理由からなのか 。

事務局)他の部分についても数字が動いているところがあると思うが、先ほど申し上げたとおり、交付金・負担金は仕組みが複雑であり、数字が変わってしまった部分とこちらで誤ってしまった部分もある。

委　員)当初から国からの交付金は5,800万円であり、前回の金額は人為的エラーということか。

事務局)そのとおりである。他の箇所も含め数字の誤りにより混乱を招いてしまったことを深くお詫び申し上げたい。

委　員)歳入歳出の金額は対応しておらず、2年度ずれるということか。

事務局)そのとおりである。

（参考資料３について）

委　員）参考資料３についてだが、平成30年度予算の歳入歳出の不足分は合計３億8,000万円程度であるが、過去の決算を見ると予算ベースで徴収率 92%のため、8%は徴収不可であると思うが、これを不足分と足した５億円近くが不足するという認識でよいか。

事務局）予算においては、調定見込額に収納率の見込みをかけた金額を使用しているため、不足見込み額はあくまで３億8,000万円程度である。

＜ 審議 ＞

（賦課限度額の引き上げについて）

会　長）平成30年度の国民健康保険税の賦課限度額引き上げの諮問に対し、協議会として地方税法に規定する賦課限度額と、志木市における賦課限度額に乖離があることは好ましいことではなく、法律に規定する賦課限度額に合せることが好ましい旨の答申を出している。今年度、新たに賦課限度額の法定額が93万円まで引き上げられたことにより、これに合わせて賦課限度額の引き上げを行うということであるが、従来の答申を踏まえ、法定額の引き上げに合わせ、賦課限度額の引き上げを行うのが好ましいと考えるが、ご異議ある方はいるか。

委　員）異議なし。

ただし、広報等に記載し、賦課限度額の引き上げにより影響を受ける方々への周知を徹底していただきたい。

（多子世帯にかかる減免措置について）

会　長）子どもとは何歳までを対象としているのか。

事務局）高校生以下を対象としている。

委　員）子育て支援とのことだが、これは国民健康保険だけの話ではないかと思うが、他保険制度加入世帯との整合性はどうとるのか。

事務局）他保険制度においては、被保険者の被扶養者は保険料が発生しないが、国民健康保険制度においては均等割によって、加入者一人あたりに保険税が発生する。また、今回の見直しによって均等割が上がるため、所得が同じ世帯であっても、多人数世帯において負担が増加する。受益と負担の観点から、ある程度はご負担いただかなくてはならないが、大きく乖離してしまう部分を抑えるために今回多子世帯の減免を実施したいと考えている。

委　員）均等割があるがゆえに、他保険制度加入世帯や国民健康保険制度加入世帯の中でも所得が同じ世帯において、子どもの数によって保険料金に大きな差異が発生する。これを抑える目的ということか。

事務局)そのとおりである。

会　長)社会保険と国民健康保険では税率、所得割等が異なると思うが、国民健康保険加入世帯のみ、国民健康保険税を減免することで、社会保険等の他保険加入者の方々に対して問題はないのか。

事務局)調べたところ社会保険の所得割はおよそ 11%であり、半分は企業負担のため実質負担は 5～6%である。

会　長)今の点について、窓口で対応する職員は説明できるのか。

委　員)社会保険を任意継続するか、国民健康保険に加入するかの問い合わせを多数頂いており、その都度職員が対応・説明している。制度について職員も認識しているため説明はできると考えている。

会　長)事務要領はできているのか。

事務局)現時点ではできていない。

会　長)多子世帯の減免について、所得制限はあるのか。

事務局)所得制限は、設けていない。

会　長)それは賦課限度額に達している世帯についても、子どもが 2 人以上いれば減免対象であるという認識でよいか。

事務局)そのとおりである。

委　員)資料 3 について、所得 0 でも上がる世帯があるということでよいか。

事務局)今回均等割が増額になるので、所得がなくても増額になる世帯もある。

会　長)資料 3 より所得 0 の世帯であっても、2～4 人の世帯は増額するということか。

事務局)そのとおりである。

委　員)この人数は子どもの人数か。

事務局)世帯の人数である。

委　員)子どもの人数が載っていないので、減免行った際の影響額がわからない。

事務局)2 人までは大人で、3 人目以降は子どもを想定し資料を作成している。

委　員)ひとり親の場合はどう計算するのか。

事務局)その場合であっても、子ども 2 人以降均等割は減免になる。

委　員)１人親かつ子どもが１人の世帯で所得がない場合、中学生までは医療費が無料であるが、高校生以上となると入院の場合しか医療費が無料とならないため、負担が大きくなってしまう。 この点について見直しが必要ではないかと考える。

委　員)見直しであれば何時でもできると思うが、税率の見直しに合わせて多子世帯減免の導入行うのはなぜか。

事務局)減免制度の導入の経緯としては先ほど説明したとおり、医療費のうち 32%は国から公費として交付されているが、子どもの医療費の無償化を導入している市町村は、その分子どもが医療機関にかかりやすいことから、国からの公費について減額されていた。それが平成 30 年度より廃止となり、その減額されていた部分につ

いては、子育て支援に活用するようにと厚生労働省より通知があり、使用用途についての報告も求められているため、今回検討した結果、多子世帯への減免に活用したいと考えご提案しているところである。

会　長)子育て支援策と言っているが、志木市としての子育て支援政策の全体像が見えてこないが、子育て支援政策は行っているのか。

事務局)志木市としては子育て世代の定住促進として政策を行っており、そちらの観点からも今回の見直しに合わせ、検討の上ご提案しているところである。

委　員)子育て支援策の一環と考えると、子育て支援政策の全体像が分からないため、分かりにくくなるかもしれないが、今回の税率見直し案の均等割増額によって発生する、多人数世帯への負担軽減処置として考えると十分納得いく内容であると考える。

委　員)医療費の32%が国からの交付金として交付されているとのことであるが、それが幾らで、そのうち幾らを今回多子世帯減免の原資とするのか公開してほしい。公開するのが難しいのであれば概算でも構わないので提示してほしい。

事務局)次回必要であれば用意することは可能だ。

会　長)国民健康保険特別会計は特定の収入をもって、医療機関への保険給付、保険事業を行っているものであり、給付と負担の公平性の観点から、今回の多子世帯減免について導入如何は別として、もう少し議論の余地があるのではないかと考える。

　また、現在の条例において税の減免は「火災、水害等の災害によって、納付が困難な者」を対象としている。所得制限もなく、多子世帯減免を行うのであれば、これは現在の条例の範囲を逸脱していると考える。

委　員)多子世帯減免の原資である公費は恒久的に入ってくるのか。再度公費が減額され、本減免制度が維持できなくなるということはないのか。

事務局)恒久的に入ってくるものと考えている。

委　員)減免の要件から考えても、所得制限なく一律多子世帯減免では、平等性が保てないのではないかと考える。

委　員)公費の減額分について、子育て支援策に利用するよう国から通知が出ているのであれば、高校生までの医療費を無償化にするというのはできないのか。

会　長)志木市の医療費無償化の対象はいつまでか。

事務局)高校生の入院までである。

会　長)中学生までは入院・外来、高校生は入院のみという解釈でよいか。

事務局)そのとおりである。

今お話にあった高校生の医療費無償化についてだが、こちらは一般財源で行っているものであり、今回の財源は国民健康保険特別会計内のものであるため、高校生医療費無償化を国民健康保険内の財源を利用して行うと、国民健康保険加入世帯と他保険制度加入世帯との間で不平等が発生する。国民健康保険内で発生する

財源は、国民健康保険制度内で行うべきであるというのが今回の趣旨である。

委　員)高校生医療費無償化を行う場合、市内全世帯の高校生が対象となり、今回の原資ではとても賄いきれるものではなく、政策的に国民健康保険運営協議会でする議論ではない。また、国保世帯のみ対象とした場合も、他保険加入世帯との間で公平性が保てないと考える。

会　長)公費の減額分について幾ら相当交付される予定なのか。

事務局)200 万円程度交付されるものと見込んでいる。

会　長)時間の都合もあるため、本議論については一度締めさせていただき、次回以降意見をまとめ再度議論させていただきたいと思う。

（国民健康保険税率について）

会　長)基本事項の確認であるが、県の国民健康保険運営方針に従い、2 方式に向け、見直すとのことであるが、いつ 2 方式に移行するのか。

委　員)現時点で県の運営方針において、2 方式への移行時期については明言されておらず、当分は各市町村の判断に委ねるとされている。この運営方針は 3 年間の計画であるため、3 年後の県の運営方針を確認し判断したいと考えている。

会　長)いきなり 2 方式へ移行するのは被保険者へ影響が大きいため、一度県平均まで見直しを行うというのは理解できる。しかし、2 方式へ移行するのであれば、早急に行うべきであると考える。また、2 方式へ見直しを行う際には、県平均ではなく志木市の国民健康保険制度の財政的安定、持続的運営を考えて見直しを行うべきである。

委　員)県平均に惑わされず、志木市としての考えを示してほしい。また、収納率向上についても引き続き努力してもらいたい。日本への外国人の移住も増えていく中で、外国人の不正受給防止等のために、今後費用が掛かる可能性もある。

　県がこうしているからではなく、志木市が必要だから見直しを行うといった姿勢を持って臨んでほしい。

会　長)今回、2 方式への見直しの前段として見直し行っている。ついては諮問理由としても上げられていたが、資産割における二重課税感、市外の固定資産は対象とならないこと等の不合理な問題、これが 2 方式への移行によりなくなることは評価できると考えている。また、2 方式への移行を考えるのであれば、被保険者への急激な負担増加を防ぎつつ、早めの導入をお願いしたいと思う。

　事務局にお願いしたいのだが、見直しするから会計の分析を行うのではなく、決算の度に医療費と被保険者の動向を十分に把握し、医療分・後期高齢者支援金分・介護分をそれぞれ分析し、国民健康保険税の収入面における状況を解析し、協議会に示していただきたい。そのうえで見直し等検討していくべきであると考えている。

今回の見直しによって、大きく国民健康保険特別会計の赤字が解消することはないと思われるが、2 方式への移行に向け被保険者への影響を考えた結果、やむを得ないものであると理解するが、委員の方々はいかがだろうか。

委　員）異論なし。

会　長）本日の議論を踏まえ、次回以降答申書を作成し皆様にお示ししたいと思う。本日の議論についてはこの程度にとどめたいと思う。

(2) その他

（補正予算について）

平成 30 年度第 4 回定例会に上程する志木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号案）について説明させていただく。報告資料をご覧いただきたい。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 2 億 2,693 万 3,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 76 億 5,299 万 4,000 円とするものである。まず下段の歳出であるが、2 款保険給付費のうち、1 項療養諸費及び 2 項高額療養費について、それぞれ表のとおり補正するものである。平成 30 年度からの新制度においては、これらの保険給付費については同額を普通交付金として県の特別会計から交付される仕組みとなっており、予算編成においては県が推定した額を当初予算額としたところであるが、上半期の執行状況を見ると、年度末までに不足が発生すると見込まれたため、補正を行うものである。また、4 項出産育児諸費についても、上半期の執行状況から不足が見込まれるため増額補正を行うものである。報告資料 2 枚目が、過去 5 年間の出産育児一時金の推移となっている。ご存知のとおり、国民健康保険被保険者数は年々減少を続けており、それに伴って出産一時金についても年々減少してきたところである。しかしながら、平成 30 年度上半期の執行状況を見ると、出産育児一時金の件数が増加していることから、決算においては前年度を上回るものと見込んだものである。出産育児一時金は、他の医療費と異なり普通交付金の対象とならないが、その費用額の 3 分の 2 を一般会計から繰り出すこととなっているため、3 分の 2 に当たる 560 万円を、資料 1 枚目歳入の 6 款 1 項の一般会計繰入金に、残りを 6 款 2 項の基金繰入金に計上しているところである。なお、歳入 4 款県支出金については、先ほど説明した歳出の 1 項療養諸費及び、2 項高額療養費の合計額を計上したところである。説明は以上である。

＜質疑応答＞

なし